

旧日光市役所庁舎が 景観重要建造物に 指定されました！

日光市景観協議会 会長 竹内 俊朗

旧日光市役所は、もともとは「大名ホテル」として建設されました。着工が明治38年(1905)、竣工は大正8年(1919)です。結局ホテルとしては営業されず、昭和18年に日光精銅所(古河電工)の所有となり、戦後は進駐軍に接収。その後古河電工から日光市に寄贈されました。その後日光市役所として使われてきましたが、平成18年の市町村合併の際に本庁を旧今市市庁舎に移した後、日光総合支所となり、最後は日光行政センターとなりました。平成18年に登録有形文化財に登録され近代化産業遺産でもあります。

・旧日光市役所の建物概要

建物：旧日光庁舎(国登録有形文化財、近代化産業遺産)
構造：木造3階建て(一部4階建て)、延べ床面積：2,487.8㎡
屋根：鉄板丸瓦棒葺き
外壁：(前面)モルタル吹付、(背面及び妻面)下見板張り

景観重要建造物の指定は

日光市景観条例第27条により市長が、景観計画に即して、景観計画区域内の景観形成に重要な建造物で、次のいずれにも該当する建物を景観重要建造物に指定することができますとされています。

- (1) 地域の自然、歴史、文化等を考慮し、建造物の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要と認められるものであること。
- (2) 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

景観重要建造物を指定しようとするときは、日光市景観協議会(平成20年9月に発足)に意見を聴かなければならない。となっており令和元年11月29日の第14回日光市景観協議会に諮問され、日光市景観協議会の賛同を得ました。

日光市景観条例第28条には景観重要建造物の管理の方法の基準が掲げられています。基準の中でも大規模木造建築物なので特に火災に対する措置を講じる必要があります。

旧日光庁舎の利活用を考える 「コトづくり」ワークショップに参加して

「コトづくり」ワークショップ

令和元年6月2日、旧日光庁舎の利活用について、日光市民以外の目線と若者の感性を取り入れるために開催されました。県内の大学生や、大学の先生、NPO団体など約40名が参加し、様々な意見が出されました。

宇都宮大学大学院 工学研究科

地球環境デザイン学専攻 修士2年 宮川 広大

ワークショップでは、他大学の学生と話し合いながら、旧日光庁舎周辺の活用の可能性を探った。僕の班では、旧庁舎周辺が、人々がつながる場になるための活用案を出し合った。活用案の中には、旧庁舎前の広場からよく見える旧庁舎の正面を生かしたプロジェクションマッピングや、旧庁舎内の広さや厳かな雰囲気などを生かしたお化け屋敷といった案もあり、旧庁舎独自の活用の可能性を広げることに貢献できたのではないかと思う。

宇都宮大学大学院 地域創生科学研究科

社会デザイン科学専攻 建築学プログラム 修士1年 渡邊 和樹

旧日光庁舎が位置する日光門前町に焦点を当てて調査したことで、神仏のための日光の社寺空間とは別の、人々のための宿場町として発展してきた日光の魅力を発見する事ができました。その中で私達は、石段や祭りの要素といった日光門前町独自の歴史や文化、風景を提案に取り入れることで、町の課題を解決できるように広場のデザインを提案していきました。今回のWSは建築学を学ぶ私にとっても、良い経験になりました。将来は日光門前町らしく人々にふるまう、魅力溢れる広場になって欲しいと思います。

